インターネット上の違法・有害情報を巡るドイツの動向について

ーネットワーク執行法ー

MRI三菱総合研究所

2022年6月9日

デジタル・イノベーション本部



1.経緯·条文構成

- ネットワーク執行法(ソーシャルネットワークにおける法執行の改善に関する法律)は2017年9月に成立し、 同10月より発効した。その後、直近では2021年6月3日に比較的大幅な改正が行われている*1。
- 現行法は全14条(第1条~第6条、ただし途中に枝番あり)で構成されている。

	ネットワーク執行法			
第1条	適用範囲、定義			
第2条	報告義務			
第3条	違法なコンテンツに関する苦情への対応			
第3a条	届出義務			
第3b条	反訴手続			
第3c条	和解			
第3d条	動画共有プラットフォームサービスに関する定義			
第3e条	動画共有プラットフォームサービスに適用される規則			
第3f条	動画共有プラットフォームサービスに関わる紛争に対する公式仲裁			
第4条	課徴金に関する規定			
第4a条	監督			
第5条	国内送達代理人			
第5a条	科学的研究のための情報			
第6条	経過措置			

- ※ 赤字は直近の修正で追加された条(それ以外の条でも、項・号レベルでの修正あり)
 - *1 Gesetz zur Verbesserung der Rechtsdurchsetzung in sozialen Netzwerken (Netzwerkdurchsetzungsgesetz NetzDG)

https://www.gesetze-im-internet.de/netzdg/BJNR335210017.html



2. 「ネットワーク執行法」の概要(1/4)

項目	概要
対象事業者	 利用者が任意のコンテンツを他の利用者と共有し、又は一般に公開することが可能となるよう設計されたインターネット上のプラットフォーム(「ソーシャルネットワーク」)を営利目的で運営するテレメディアサービス提供者。 国内における登録利用者数が200万人未満のソーシャルネットワークの提供者は、第2項(報告義務)、及び第3項b(反訴手続)及び第5項a(科学的研究のための情報)に定める義務を免除される。 動画共有プラットフォームも原則として規制対象に含まれることを明記。【法改正により追加】
違法 コンテンツ	● 違法コンテンツとは、ソーシャルネットワークにおけるコンテンツのうち、刑法の特定の条(※実際の条文では列挙)の構成要件に該当し、かつ正当化されないものをいう。
報告義務 (透明性)	 年間100以上の苦情を受ける対象事業者は、「違法コンテンツ」に係る苦情の処理について、半年ごとにドイツ語の報告書を作成し、対象期間(半年)の終了後1ヶ月以内に、連邦官報及び自身のウェブサイト上で公表しなければならない。 自身のウェブサイト上で公開された報告書は、容易に認識でき、直接アクセスでき、かつ、恒久的に閲覧できるものでなければならない。 報告書は、所定の事項(17項目を規定【うち、9項目は法改正により追加】)を含まなければならない。
苦情処理	 対象事業者は、「違法コンテンツ」(上記)に係る苦情処理のための手続窓口を設けた上、申告があった場合は、直ちに違法性を審査し、原則として以下の期間内に削除又はアクセス無効化を行う義務を負う。 ① 明らかに違法なコンテンツ: 苦情の申告を受けてから24時間以内② それ以外の違法コンテンツ: 苦情の申告を受けてから7日以内(※条件を満たす場合、超過可能) ・ 削除された場合、証拠保全のためにコンテンツを保護し、電子商取引指令の範囲内で10週間保持する。【法改正により追加】 ・ 申告者及び関係する利用者に対し、決定及び関連する情報(決定理由、異議申立の可能性等)を遅滞なく通知する。 ・ 苦情処理手続について、経営陣は毎月の検査を通じて監督しなければならない。また、苦情処理を行う人員に対し定期的に(少なくとも半年に一度)ドイツ語での訓練コース及び支援プログラムを提供しなければならない。 ・ 苦情処理手続きは、行政庁による指示を受けた機関が監視することができる。



2. 「ネットワーク執行法」の概要(2/4)

項目	概要
反訴手続 【法改正により 追加】	● 苦情申立人と苦情対象コンテンツが保存されていたユーザの双方が、 <u>違法コンテンツに関する苦情に対して行われたコンテンツの削除またはアクセスの無効化に関する決定(原決定)の見直し</u> を提起できる効果的かつ透明な手続を整備しなければならない(認定自主規制機関に決定を委ねた場合を除く)。
	■ この見直しは、申立人または申し立てられたコンテンツが保存されていたユーザ(≒投稿者)が、原決定の通知を受けてから2 週間以内に、理由を明記した審査請求書を提出した場合にのみ行われる。
	● 苦情申立人による反論の場合には遅滞なくユーザ(≒投稿者)に、ユーザ(≒投稿者)による反論の場合には遅滞なく苦情申立人に、反論の内容を通知し、合理的な期間内に意見を述べる機会を第1の場合にはユーザ、第2の場合には申立人に与える。
	● 原決定を、原決定に関与していない者によるレビューに直ちに委ねる。レビュー結果は直ちに申立人とユーザに伝え、その都 度理由を説明する。
	● 申立人およびユーザの身元が手続において開示されないことを保証する。
報告義務 【法改正により 追加】	● ソーシャルネットワークの提供者は、 <u>刑事犯罪に関係するコンテンツ・情報の当局への報告に関する有効な手続き</u> を整備しなければならない。
	● ソーシャルネットワークの提供者は、 <u>刑事犯罪の訴追を可能にする目的</u> で、以下のコンテンツを中央当局である連邦刑事警察 庁に送信しなければならない。
	1. 違法なコンテンツに関する苦情がプロバイダに申告されたものであり、
	2. プロバイダが削除した、またはアクセスを無効化したものであり、かつ 3. 指定された刑事犯罪(※刑法の条項を列挙)の少なくとも1つを犯したことが具体的に示唆されている場合
	 ソーシャルネットワークの提供者は、コンテンツを削除し、またはコンテンツへのアクセスを無効化した後、過度の遅滞なく、指定された刑事犯罪に該当するか否かを確認し、その後、コンテンツを中央当局に送信する。
	● 中央当局への送信には、以下を含む。
	1. コンテンツと、可能であれば、コンテンツが共有された又は一般にアクセス可能となった時間
	2. コンテンツを他のユーザと共有したり、一般に公開したりしたユーザに関する以下の情報 a) ユーザ名、および
	b)可能な場合、ポート番号を含む、ソーシャルネットワークのプロバイダに対して最後に使用されたIPアドレス、および 基本的なタイムゾーンを示す最後のアクセスの時間



2. 「ネットワーク執行法」の概要(3/4)

項目	概要
課徴金	 ソーシャルネットワーク提供者が違法なコンテンツを削除しなかった(又は所定の対応時間を超過した)ことによって直ちに過料が課されるわけではない。申告への対応として保証されるべき事項について不備があったり、その運用について体制上の問題がある場合が対象である。 過料は最大500万ユーロ(法人・団体の場合には最大5,000万ユーロ)。
	 ● 金額は、提供事業者の規模および違反の重大性に応じて、過料に関するガイドライン*¹で定められている。 ● 行政当局が、削除またはアクセス無効化されていないコンテンツが違法であるという事実に基づいて罰金に関する決定を下そうとする場合、まず違法性についての司法決定を得なければならない。
監督 【法改正により 追加】	 本法を所管する行政官庁は、連邦司法・消費者保護省とする。 行政当局は、ソーシャルネットワーク提供者がこの法律の規定に違反し、または違反していると判断した場合、当該提供者に対して必要な措置を講じる。特に、提供者に対して侵害の停止を義務付けることができる(違法性についての司法決定が必要)。 これらの措置に関して、提供者は、当局の情報提供要請に対して情報提供を行う義務を負う。証人は証言や証拠提出の義務を負う(刑事訴追又は行政犯罪法に基づく手続の危険にさらされることになるような証言は拒否することができる)。
国内送達 代理人	 ソーシャルネットワークのプロバイダは、ドイツにおける送達のための公認代理人を指定し、そのプラットフォーム上で、容易に認識でき、直接アクセスできる方法で、その人物を公表する。 罰金賦課のための手続、監督法に基づく手続、またはドイツの裁判所での訴訟手続において、違法コンテンツの流布を理由として、または違法コンテンツの流布の根拠のない仮定を理由として、特に削除またはアクセス無効化されたコンテンツの復元が要求された場合に、送達が行われる場合がある。これは、当該手続を開始する文書の送達、最終の司法判断の送達および強制執行または執行手続における送達にも適用される。 国内の法執行機関からの情報の要請については、要請を受領する権限を有するドイツ国内の者を監督行政当局に対して指名する。要請を受領する権利を有する者は、情報の要請に対し、受領後48時間以内に応答する義務を負う。情報要求に対して、要求の内容を網羅した情報を回答しない場合は、そのことを回答において正当化しなければならない。監督行政機関は、要請を受領する権利を有する者のリストを保持しなければならない。行政当局は、要請に応じて、この名簿の情報を国内の法執行当局に提供しなければならない。

*1 NetzDG-Bußgeldleitlinien



2. 「ネットワーク執行法」の概要(4/4)

項目	概要				
科学的研究のための情	● 研究者(科学的研究を行う自然人または法人)は、ソーシャルネットワークの提供者に対して、以下のような適格な情報を要求 することができる。				
報	1. 削除またはアクセス無効化されるべきコンテンツの自動検出のための手順の使用と具体的な運用方法、特に使用される 技術の種類と範囲、そのプログラミングの目的、基準、パラメータ、および使用されるデータについて。				
【法改正により 追加】	2. 違法コンテンツに関する苦情の対象となったコンテンツ、またはプロバイダーによって削除またはアクセス無効化された コンテンツ、特に該当するコンテンツ、およびどのユーザーとそのコンテンツとの相互作用に関する情報の発信。				
	● ただし、ソーシャル・ネットワークにおけるパブリック・コミュニケーションの性質、範囲、原因及び効果並びにプロバイダがこれに対処する方法に関する公益のための科学的研究のプロジェクトに必要な場合に限る。				
	 ● 研究者は、提供者に対し保護構想(研究目的のために必要な情報、情報の使用目的、情報の目的外利用を防止するための予防措置、提供者の正当な利益を保護するための取決め、個人情報の保護を確実にするための技術的および組織的な措置、に関する説明を含む)を提出しなければならない。 				
● ソーシャルネットワークの提供者は、以下の場合、情報の提供を拒否することができる。					
	1. 保護に値する利益が、研究に対する公共の利益を著しく上回る場合、または				
2. 保護に値するデータ主体の利益が損なわれ、研究に対する公共の利益がデータ主体の秘密保持の利					
	● ソーシャルネットワークの提供者は、研究者への情報提供のために、以下の個人データを送信することができる。				
	1. 発信した内容				
	2. 違法なコンテンツに関する苦情				
	3. 配信に携わった方のユーザ名				
	4. それぞれのコンテンツに関する普及活動参加者の相互作用の状況、及び				
	│ 5. 削除またはアクセス無効化されるべきコンテンツの自動識別のための手順のトレーニングデータ、ならびにこれらの手順 │				
	※ データは、研究の目的を損なうことなく可能な限り、匿名または少なくとも仮名で送信されるものとする。				
	● ソーシャルネットワークの提供者は、情報提供のために要した合理的な費用を研究者から償還する権利を有する。金額を決定する際は、その費用が情報を得る権利の行使に対する実質的な障害となってはならないことを考慮しなければならない。費用は5,000ユーロを超えないものとする(例外的に高いコストが発生する場合にのみ、超えることができる)。提供者による費用見積は無償とする。				



3.透明性報告に含むべき項目

● 第2条の報告書(透明性報告書)は、少なくとも以下の事項を含まなければならない。

- 1. プラットフォーム上における犯罪の防止のためにソーシャルネットワークの提供者が行っている取組みの概況
- 2. 削除またはアクセス無効化すべきコンテンツの自動検出のために使用される手続きの性質、主要な操作の特徴及び範囲。使用されるトレーニングデータ及びこれらの手続きの結果のプロバイダの憲章に関する一般的な情報、ならびに科学研究会がこれらの手続きにおいて支援され、この目的のためにプロバイダの情報へのアクセスを許可されている範囲に関する情報を含む。【追加】
- 3. 違法コンテンツに関する苦情の送信の仕組み、違法コンテンツの削除・遮断の判断基準の提示、違法コンテンツの有無やプロバイダとユーザ間の契約規定 に違反しているかどうかの審査順序を含む審査手順の提示。
- 4. 報告期間中に受け取った違法コンテンツに関する苦情の件数(苦情処理機関からの苦情、ユーザからの苦情および苦情の理由別に分類されたもの)。
- 5. 苦情処理担当部署の組織、人員、技術的および言語的能力、ならびに苦情処理担当者の研修および監督。
- 業界団体の会員資格と、これらの業界団体に苦情相談窓口があるかどうかの表示。
- 7. 決定書を作成するために外部機関に相談した苦情の件数。
- 8. 報告期間中に申し立てられたコンテンツの削除またはアクセス無効化につながった苦情の件数(総数ならびに苦情処理機関からの苦情およびユーザからの苦情の内訳)、苦情の理由、3条(2)項3号a)に該当するかどうか、その場合ユーザへの転送が行われたかどうか、3条の審査手順のどの段階で削除またはアクセス無効化が行われたか、および3条(2)項3号b)の規制自己規制の認定団体への移行が行われたかどうか。
- 9. 違法コンテンツに関する苦情を受けた後、24時間以内、48時間以内、1週間以内、またはそれ以降の時点で、違法コンテンツの削除またはアクセス無効化につながった件数を、苦情処理機関からの苦情とユーザからの苦情に分けて、それぞれのケースで苦情の理由別に記載。
- 10. 苦情を受けたコンテンツが保存されているユーザだけでなく、苦情申立者にも苦情に関する決定を知らせるための措置。
- 11. 報告期間中に3b条(1)項2号に従って受け取った異議の件数、および申立人からの反対票と申立コンテンツが保管されているユーザからの異議の内訳。
- 12. 報告期間中に3b条(3)項1号に従って受け取った異議の件数。それぞれのケースについて、3b条(3)項3号に従った審査が何件免除されたか、意義が何件救済されたかの情報と合わせて記載。
- 13. 報告期間中に、科学研究団体が、匿名評価を可能にするための提供者の情報へのアクセスの許可をどの程度行ったかに関する情報。
- 14. その他、違法コンテンツの被害者を保護・支援するためにプロバイダがとった措置。
- 15. 違法コンテンツに関して受け取った苦情の総数、これらの苦情に対応して削除またはアクセス無効化されたコンテンツの割合、3b条(1)項第2号および3b条(3)項第1号に基づく各ケースでの異議申立ての件数、およびこれらの異議申立てに対応して修正された決定の割合を、前々回の報告期間の対応する数値と比較し、有意差およびその考えられる理由の説明を加えた表形式による概要。
- 16. プロバイダが消費者との契約のために利用するソーシャルネットワーク上でのコンテンツ配信の可否に関するプロバイダの約款上の規定についての説明。
- 17. 16号の条項の合意が、民法307条から309条までの要件およびその他の法律にどの程度合致しているかの提示。



4.「違法コンテンツ」と刑法の対応関係

●「違法コンテンツ」とは、刑法*1の以下の条の要件に該当し、かつ正当化されないもの、とされている。

条文番号	条文タイトル	条文番号	条文タイトル
§86	違憲組織の宣伝資料配布	§140	犯罪行為への報酬の支払及び是認
§86a	違憲組織のシンボル使用	§166	信条冒涜
§89a	国家を危険にさらす重大な暴力行為の準備	§ 184b (ただし、 § 184dに 関する範囲)	児童ポルノの頒布・取得・所持
§ 91	国家を危険にさらす重大な暴力行為の幇助	§185	侮辱
§100a	国家反逆的偽造	§186	悪評の流布
§111	犯罪行為への公然の扇動	§187	中傷
§126	犯行を行う旨の脅迫により公の平和を乱す罪	§189	故人の名誉を毀損する行為
§129- 129b	犯罪組織、テロ組織の形成、外国の犯罪組織 やテロ組織に対する没収と剥奪	§ 201a	写真撮影によるプライバシー侵害
§130	民衆扇動、人種憎悪挑発	§ 241	脅迫
§131	非人道的暴力賞賛表現	§269	証拠として重要なデータの偽造

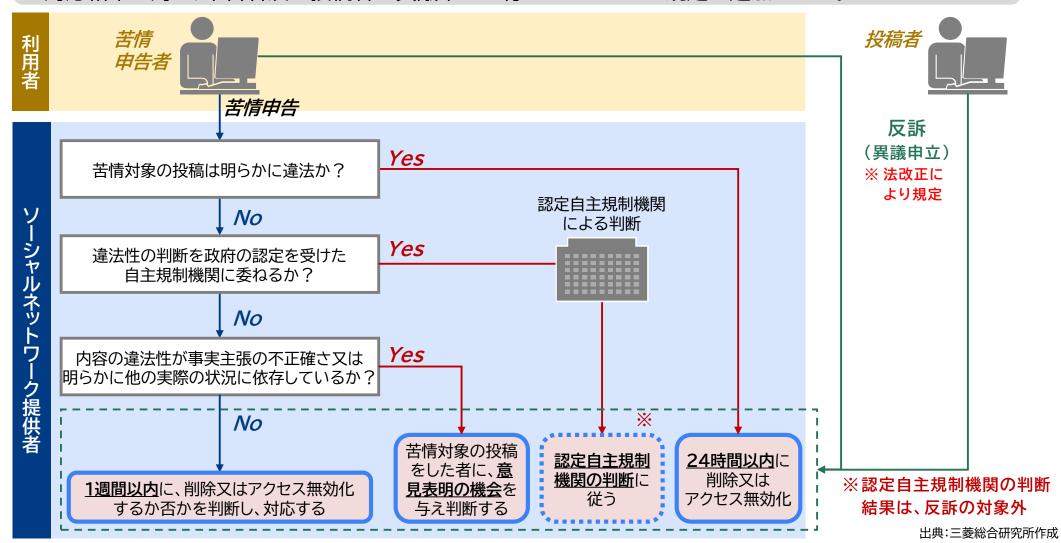
※ 赤字は直近の修正で追加された条

^{*1 &}lt;a href="http://www.gesetze-im-internet.de/stgb/index.html">http://www.gesetze-im-internet.de/stgb/index.html



5. 苦情申告・対応スキーム

- ソーシャルネットワーク提供者は、苦情申告への対応体制を設けなければならない。
- 対応結果に対し、申告者及び投稿者が異議申立を行うことができる規定が追加された。



未来を問い続け、変革を先駆ける

